

## 平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議 議事録

- 1 日 時 平成25年11月26日（火）10時30分～11時40分
- 2 場 所 杉妻会館3階「百合の間」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議事内容

### 【開 会】

（司会）ただいまから、平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議を開催いたします。開催に当たりまして、本会議の議長であります村田副知事より御挨拶を申し上げます。

### 【あいさつ】

（村田副知事）皆さんおはようございます。大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。今年度第2回目の推進会議となります。

本県における食の安全・安心の確保につきましては、昨年度策定しました、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」に基づきまして、現在、取組を進めているところでございます。

特に、「食品中の放射性物質対策」につきましては、基準値を超過した食品が市場に流通することのないよう、積極的に検査を実施しているところでございます。今後とも、徹底した検査とリスクコミュニケーションなど、引き続き、県民の不安解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、現在、全国的に食材の虚偽表示等が大きな問題となっており、残念ながら、県内においても確認されております。食の安全・安心の確保は非常に重要な観点でございまして、適正な表示の徹底を図っていかなければならないと考えているところでございます。

本日の会議では、プログラムの平成25年度上半期の実施状況などを議題としておりますので、皆様の慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（司会）それでは、これからの議事進行につきましては、議長をお願いしたいと思います。村田副知事よろしくお願いいたします。

### 【議 事】

#### 議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況」について

（議長）それでは早速議事に入ります。まず最初に、議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況について」事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課長) 議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況」について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。はじめに、平成25年度上半期の事業実施状況の概要を説明させていただきます。その後、基本施策1から基本施策3までの実施状況につきまして、一括して説明させていただきます。

## ○ 実施状況の概要について

それでは、まず、実施状況の概要についてご説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。

基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として、本年度計画しておりました52事業のうち、48事業について実施いたしました。基本施策1では、17の目標のうち14件について中間実績がまとまっておりまして、不良食品に関するものが8件、それ以外のものが6件ございますが、不良食品関係の8件のうち5件、不良食品以外のもの6件のうち5件が、策定時の現況値と同等又は改善が見込まれる数値となっております。

2ページをご覧ください。基本施策1の中間実績を一覧としたものでございます。中でも、不良食品関係の指標の中で、⑩が全体の不良食品発生件数となっておりますが、今年度の中間実績については24件となっております。1年間に換算すると現況値と同程度と見込まれてまいります。また、⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数については、昨年度も現況値より増加したものでありますが、今年度もすでに8件となっております。ほとんどが表示違反によるものとなっております。

食品表示につきましては、⑫の表示不良食品の発生件数も、すでに16件となっているほか、⑬JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率についても、現況値よりも悪化しているなど、不適正な食品表示が見受けられているという状況でございます。最近話題になっている不適切なメニュー表記など、表示の問題については、議題2において、再度取り上げさせていただきます。

次に、基本施策2についてですが、1ページにお戻りください。基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、本年度計画しておりました15事業のうち、13事業について実施いたしました。成果目標につきましては、具体的取り組みが今年度から開始されるものを除く、3つの成果目標全てが、現況値よりも改善が見込まれる数値又は26年度目標を達成した数値となっております。中間実績は、3ページの上段に記載されているとおりでございます。

次に、基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む31事業のうち、30事業を実施いたしました。成果目標は2つ設定しておりますが、いずれも現況値と同等又は改善されており、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品はございませんでした。こちらの中間実績も、3ページの下段に記載されているとおりでございます。

平成25年度上半期全体では、19件の成果指標のうち、現況値と同等又は改善が見込まれるものが15件という状況でございました。

## ○ 基本施策1の実施状況について

続きまして、基本施策1の事業実施状況について説明いたします。4ページを御覧ください。基本施策1については、食品の安全確保に関する事業でございます。

「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、No.4有機栽培等の推進において、県内10カ所の「有機農業実証ほ」を設置して普及啓発を実施したほか、No.5死亡牛のBSE検査においては、上半期に765頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しております。また、No.2GAP推進やNo.6安全・安心きのこ栽培の推進など、安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。

次に、6ページの「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、No.1食品製造・加工に関する技術相談を988件実施したほか、No.2HACCPの推進においては、延べ86回の監視を実施するなど、3事業実施いたしました。

次に、7ページの「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、No.3魚類防疫指導等、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、No.5水産物産地市場衛生管理指導につきましては、全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため、実施することができませんでしたが、下半期には講習会的な衛生管理指導を実施する予定となっております。

次に、9ページの「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「平成25年度監視指導計画」に基づき、食品製造施設や、食中毒防止対策として、旅館や弁当屋、集団給食施設、特定給食施設等について監視あるいは巡回指導を行うなど、6事業について実施いたしました。

次に、11ページの「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、No.1市場・大型小売店等につきましては、監視・指導を行ったほか、No.3米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施いたしましたが、No.2卸売市場の品質管理指導につきましては、震災及び原発事故の影響がありまして品質管理のセミナー等を開催することができませんでした。下半期につきましては、市場の状況を見極めたうえで、開催を検討することとしております。

次に、12ページの「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、1,613施設の監視・指導を実施いたしましたが、県外の輸入業者が期限表示を適正に表示していなかった外国産ミネラルウォーター1件を確認したところでございます。

次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきましては、それぞれ調査、指導、啓発などの5事業を実施いたしました。No.2適正表示推進者養成講習会につきましては、下半期に開催を予定しております。概要でもご説明しましたとおり、不適正な

表示が多く確認されているほか、メニュー等の表示と異なる食材を使用して料理を提供している事案も発生していることから、適正な表示に向けた指導の強化を図ってまいりたいと考えております。これに関しましては、次の議題で説明させていただきます。

次に、14ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、検査の精度管理等に関しまして、No.1、No.2の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo.3、No.4の事業を実施いたしました。また、No.5～No.9までの事業につきましては、「平成25年度監視指導計画」に基づき実施いたしましたが、上半期においては、基準値超過等の検体はありませんでした。No.10遺伝子組換え食品の検査につきましては、下半期に検査を実施する予定でございます。さらに、食肉等の検査についてNo.11～No.15までの検査を実施するなど、15事業のうち14事業を実施して、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、No.2化学物質発生源の周辺環境調査など4事業全てを実施いたしました。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

## ○ 基本施策2の実施状況について

続きまして、基本施策2の実施状況について説明いたします。19ページをご覧ください。基本施策2は、「食の安心」に関する事業でございます。

「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、No.1消費者への教育事業を実施したほか、No.8の食品衛生講習会において、多数の参加者を得て実施いたしました。さらに、郡山市においても、No.5からNo.7までの3事業を実施するなど、8事業全てを実施いたしました。

次に、22ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No.1食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会を上半期に4方部で開催して意見交換等を実施したほか、いわき市におきましては、今年度、事業が追加となりました、No.4食のこども探検隊事業を実施いたしました。なお、No.2及びNo.3の事業については、下半期の開催となります。今後も、意見交換等を実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図ってまいります。

次に、「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、今年7月に「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催して、平成24年度における食の安全・安心に関する実施状況や今後の取組などについて、情報提供及び意見の交換等を実施いたしました。

最後に、24ページの「(4) 食育の推進」につきましては、今年度成果指標を追加したところですが、福島県食育応援企業団が8社登録となるなど、2事業実施して食育の推進を図りました。

基本施策2に関する実施状況の報告は、以上でございます。

## ○ 基本施策3の実施状況について

次に、基本施策3の食品中の放射性物質対策の実施状況について説明いたします。25ページをご覧ください。

「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」におきましては、No.3ふくしまの恵み安全・安心推進事業において、新たに作付けが可能になった地域への放射性物質検査機器の導入支援を実施するなど、再掲事業を含む4事業を実施して、安全な食品生産に向けた取組を展開いたしました。

次に、27ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、まず、生産・製造段階の検査でございますが、No.1農林水産物等緊急時モニタリング事業におきましては、上半期に15,422点の検査を実施したところ、基準値超過が288点ございました。No.2米の全量全袋検査につきましては、先週までに約950万点の検査が終了しておりますが、基準値超過は13点のみでございます。No.3牛の全頭検査及びNo.4豚肉等の検査におきましては、基準値超過はございませんでした。一方、No.5野生動物のモニタリングにおきましては、上半期に検査しました102検体中64検体が基準値を超過しておりますが、うち52検体はイノシシでございます。また、製造段階での加工食品の自主検査といたしまして、No.7のハイテクプラザ等で実施している検査では、1,066件の検査を実施して、基準値超過はありませんでした。また、No.8の商工会や商工会議所でのスクリーニング検査におきましては、1,373件検査しまして、基準値超過が2件となっております。

次に、流通・消費段階の検査でございますが、前後いたしますが、No.6加工食品等の検査につきましては、上半期に3,980検体の検査を実施しまして、梅干しや乾しいたけなど、5件の基準値超過がございました。また、29ページのNo.9は市町村等における自家消費野菜等の自主検査でございますが、自家用食品の放射性濃度を測定したいということで、上半期に80,307件の検査が実施されております。さらに、学校給食の検査につきましては、No.10の食材の検査及びNo.11の学校給食一食の事後検査、いずれも、基準値超過はございませんでした。最後に、No.12日常食検査でございますが、昨年度は78名につきまして年4回実施しておりましたが、今年度は対象人数を増やして400名の検査を予定しておりましたが、下半期の実施となるため、上半期の実績はございません。

続きまして、31ページの「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、No.1水道水の検査とNo.2飲用井戸水等の検査、いずれにおきましても、管理目標値を超過したものはありませんでした。

次に、「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」でございますが、講習会や懇談会などの事業といたしまして、No.1食の安全・安心アカデミーにおきましては、講演会を3回、シンポジウムを1回開催し、No.2食品等の放射能に関する説明会におきましては、一般消費者の身近な場所において4市5町で19回開催して延べ430人の参加をいただきました。さらに、34ページのNo.8及びNo.9、35ページのNo.11は再掲事業でございますが、No.8の

食品衛生講習会については、講習会において放射性物質に関する説明も実施しております。No.9は食品衛生月間に実施してきた各方部の懇談会ですが、上半期に実施した4カ所のうち2カ所では放射性物質に関する専門家による講演もいただいて、意見交換等を行いました。35ページのNo.11「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」は、今年度2回開催する予定としており、7月に第1回目を開催いたしました。なお、No.10いわき市のフォーラムにつきましては、下半期の開催でございます。

次に、情報提供や情報共有などの事業といたしましては、戻りまして、32ページのNo.3から33ページのNo.7までの事業を実施いたしました。No.4「ふくしま恵み安全・安心推進事業」におきましては、再掲事業でございますが、農産物安全管理システムを改良し、県産農産物の安全性の見える化を推進したほか、No.6「ふくしま新発売。」におきましては、検査データの迅速な更新を行うなど、今年度は、半年間で約240万件のアクセス件数となりました。今後も、迅速でわかりやすい情報提供に努めるとともに、情報共有と相互理解を図ってまいります。

最後に、36ページ「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」でございますが、No.1加工食品の放射性物質測定に関する調査では、昨年度に引き続き「水戻し」等の試験調査を実施したほか、No.2放射性物質除去・低減技術開発事業におきましては、水稲や魚介類等の除去・低減対策などに取り組みしました。

以上が、平成25年度上半期における実施状況でございます。

## ○ 平成24年度実施状況パンフレットと平成25年度上半期までの主な農林水産物と加工食品の放射性物質検査結果の推移資料について

次に、資料2と、それから、本日委員の皆様にお配りしました、平成24年度の実施状況のパンフレットをご覧いただきたいと思っております。

「平成24年度の実施状況」のパンフレットにつきましては、今年度第1回目の推進会議において、プログラムの実施状況を県民の皆様にはわかりやすく説明する資料が必要である旨の御意見をいただき、そのために作成したパンフレットでございます。ホームページにも掲載しましたほか、8月に5000部作成しまして、各市町村の放射能簡易分析装置の設置場所やアンテナショップなどに配布させていただきましたので、御報告いたします。まだまだ、文字が多いパンフレットではございますが、県北地方振興局の復興支援・地域連携室から増し刷りのお申し出があるなど、本プログラムにおける取り組みが、好意的に受け止められているものと考えております。

資料2につきましては、今回新たに作成したものでございます。主な農林水産物と加工食品について、震災から本年度上半期までの放射性セシウムの検査結果の時間の経過に伴う推移を表したものでございます。これは、今年度7月に開催いたしました「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」におきまして、委員の方から「原発事故後、時間を経て、検査結果の推移がわかる資料があれば、現在の食品の安全に関する理解が深まるのではないか」という御意見をいただきましたので、それを踏まえて、これまでの放射性物質検査の結果につきまして、時系列にわかりやすく御

覧いただくために作成した資料でございます。これらのグラフの意味を丁寧に説明し、広報用としても活用したいと考えております。

グラフを見ていただければおわかりかと思いますが、野菜・果実につきましては、事故直後に放射性物質が降下・付着した影響から100ベクレル/kg超過がみられましたが、今年度上半期は全て基準値以下であり、うち9割が「検出せず」でした。

また、山菜・きのこですが、まず、野生の山菜・きのこにつきましては、季節により採取量の変動が大きいため、四半期ごとのデータから推移を読み取ることが難しいところですが、現在でも基準値超過が見受けられております。一方、栽培きのこについては、23年度第4四半期以降（平成24年1月以降）は、全て100ベクレル/kg以下でございます。

次に、裏面にまいりまして、畜産物でございますが、23年度などは基準値超過がみられましたが、24年度下半期からは全て基準値以下であり、最近の状況をみると98%が「検出せず」となっております。なお、畜産物のうち、原乳は23年度第2四半期からは全て「検出せず」、鶏卵は、23年4月以降全て「検出せず」でございました。

次に、水産物でございますが、事故直後は約半数が100ベクレル/kg超過でございましたが、その後、超過の割合は徐々に減少し、直近では、超過は見受けられるものの、98%が100ベクレル/kg以下となっております。なお、試験操業の開始以降、対象魚種については全て100ベクレル/kg以下となっております。

最後に、加工食品でございます。あんぼ柿等の試験加工品を除くデータでございますが、23年度は乾燥野草や梅干しなどで100ベクレル/kg超過が一定数確認されましたが、最近では、100ベクレル/kg超過はごくわずかであります。

以上のように、各食品において、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜・きのこや水産物など、一部に超過しているものが見受けられているという状況でございます。

事務局から、これまでの実績を踏まえた説明をさせていただきました。以上でございます。

**（議長）** ただいま、進捗状況等について説明がありましたが、皆様から御意見、御質問等があればお願いいたします。保健福祉部長、全体的に何かあればお願いします。

**（保健福祉部長）** 計画に基づいて、各部局連携して一生懸命実施されているところですが、一点、お尋ねします。上半期の実績のなかで、流通販売施設に起因する不良食品の発生件数、あるいは表示不良食品の件数が減っていません。業界団体等を通じた指導が徹底しているにもかかわらず減っていないことについての原因分析をお聞かせいただきたい。

**（議長）** 事務局、お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長) 表示関係に関しまして、現況値については23年度の数値も使用して算出されているために現況値が低くなっているということもございます。23年度は、震災直後ということで、食品安全110番などへの通報も少なくなっております。もちろん、現在の状況に対する言い訳にはならないわけでありまして、近年の表示違反につきましては、1件の違反事例において複数点の違反品が見つかるというケースが多くございます。確信犯的なものもございますが、店舗等における不注意などもありまして、ここ1、2年、件数としては多い傾向にあります。

各保健所や関係機関において、食品表示の問題は非常に重要な要素になっていきますので、今後、更なる指導に努めていきたいと考えております。

(事務局：環境保全農業課長) 2ページの⑬「JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率」も低いということもございますが、要因につきましては、大規模の事業者から調査を開始していくと適正表示率も高いのですが、小規模事業者を調査すると、内容量の記載漏れや、原材料に関して、割合の大きい順に記載すべきものが異なった順番に記載されているなど、表示に関する知識不足のところがあるということもございます。今後、巡回指導を実施しながら、適正な表示の徹底を図っていききたいと考えております。

(議長) よろしいでしょうか。他になれば、議題1は終了といたします。「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」については、引き続き、各事業の着実な実施をお願いいたします。

## 議題2「最近の食の安全・安心に関する事例」について

### (1) あんぽ柿の加工再開に向けた取組について

(議長) 次に、議題2に移ります。「最近の食の安全・安心に関する事例」について、まずはじめに、「(1) あんぽ柿の加工再開に向けた取組について」事務局から説明してください。

(事務局：園芸課長) 資料3をご覧ください。「あんぽ柿の加工再開に向けた取組について」説明させていただきます。本県の特産品であります伊達地方のあんぽ柿につきましては、原発事故の影響によりまして、2年続けて加工自粛となっております。仮に本年も自粛が続きますと、3年連続となり、まさに産地崩壊の危険性があるということで、本年度については、何とか加工再開、出荷再開に向けて進めていきたいとの思いから取組を実施してまいりました。

本年度は「加工再開モデル地区」を設定しまして、安全な原料柿を確保するとともに、併せまして、非破壊の検査機器を導入して、製品の全量を検査する体制を整備して3年ぶりの出荷再開を図っていききたいということで、ようやく、目処が立ちましたので、その内容について報告させていただきます。



今年は、「安全な原料柿の確保」と「非破壊検査機器による出口検査の徹底」の二つを大きな柱として進めてまいりました。

まずはじめに、安全な原料柿の確保でございますが、実は昨年も、農協において夏場に全戸検査を実施しており、伊達地方のなかでも放射性物質濃度が低い地域があることが一定程度確認されておりますので、今年7月に、伊達地方の伊達市、桑折町、国見町におきまして、原料柿の放射性セシウム濃度を把握するために、1,660戸の農家の協力を得まして、約2,700点の幼果について、ゲルマニウム半導体検出器による検査を実施してございます。農家数に対して検査点数が多いのは、平核無柿と蜂屋柿の二品種を生産されている農家があることから、検査点数が多くなっております。

その結果をもとに、放射性セシウム濃度が10ベクレル/kg以下のほ場が8割以上を占める地区を「加工再開モデル地区」に設定しました。伊達市では梁川町、桑折町及び国見町は大字単位で、桑折町は上郡地区、国見町は徳江他7地区を設定したところでございます。

さらに、加工再開モデル地区のなかでも、幼果期検査で10ベクレル/kgを超えた「ほ場」が最大で2割程度含まれる地区がありますので、更なる安全な原料柿確保のために、9月に、収穫前の原料柿について、再度「ほ場」単位でゲルマニウム半導体検出器による検査を実施してございます。ここでは、さらに厳しい基準である7ベクレル/kgを設定し、7ベクレル/kgを超えた「ほ場」又は当該「ほ場」の占める割合が高い地区は、小字単位で加工自粛を要請したところでございます。

10ベクレル/kgや7ベクレル/kgは、最終的にあんぼ柿に加工した際、濃縮して100ベクレル/kgを超過することのないように設定したものでございます。

あんぼ柿の検査フローは資料3に記載のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、裏面をご覧ください。このように安全な原料柿を確保しても、消費者の皆様からみれば、2年連続して加工自粛となったものが本当に大丈夫なのかという不安感を抱かれることもあるものと思われ、それに応えるためには、製品の全量検査が必要であると考えました。ただし、米では昨年より非破壊の検査機器が使用されておりますが、園芸関係、あんぼ柿が使用できるような非破壊の検査機器はそもそも存在しておりませんでしたので、機器の開発から始めたところでございます。

はじめに、米の非破壊検査機器を製造した6社に製品開発の可能性等について御協力いただき、キャンベラジャパン株式会社と日立造船株式会社の2社を開発支援メーカーに選定しまして、県補助金を支出して開発促進に取り組んだところでございます。さらに、2社のうち、より優れた方を選定しまして、最終的に株式会社エスイーコーポレーション（県内の販売代理店）・キャンベラジャパン株式会社（企業体）と12台契約をしまして、現在、現地への導入を順次進めているところでございます。12月には検査・出荷を開始する予定でおります。

次に、検査機器の特徴等でございますが、32個のNaI検出器により、2kgの出荷箱に入ったまま8つのあんぼ柿トレーを同時に測定することができるもので

ございます。本日、現物（あんぽ柿8袋入りの出荷箱）をお持ちいたしました。農家の皆様は、出荷箱単位で検査場に持ち込みをいたします。この出荷箱の中にはトレーと呼んでいる袋詰めのあるぽ柿が8袋入っておりまして、資料の下段に図をご覧いただきますと、奥側に白っぽい直方体の箱がございますが、この中に引き出し状のものがありまして、そこに出荷箱をそのままセットして測定します。それを、個別のトレーごとに超過の有無について判別をするという、世界で初めての機器でございます。検査時間は、1箱測定するのに約100秒程度で、厚生労働省が定めたスクリーニング法を満足する性能を有しているものでございます。検査に合格したトレーにつきましては、1袋ごとに下段の右側にあります検査済みシールを貼って出荷いたします。

今回の取組に当たりましては、生産者の方々につきましても、より安全性を高めていただくための意識の高揚、あるいは、実際に作業をしていただくということでGAP（農業生産工程管理）につきましても推進してございます。

販売対策につきましても、本日、掲示してございますポスターやチラシ、また、皆様に配付いたしましたポップ（店頭でPRに使用）を活用した販売活動、さらには、先般、市場関係者への説明、メディアの方々をお招きしての説明会も開催したところですが、これからも様々な販売対策を行って万全の体制で臨みたいと思っております。

なお、資料の記載はございませんが、来週の12月2日には、知事にもご出席いただいて、出荷の再開式のセレモニーを開催する予定となっております。来週以降、実際のあるぽ柿の販売につながっていくと思いますので、皆様方のさらなるご支援等もお願いしたいと思います。以上でございます。

**（議長）**ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はございませんか。農林水産部長、補足や宣伝すべきこと等があればお願いします。

**（農林水産部長）**あんぽ柿の検査に先立って、先般、東京で、流通業者を大阪から招くなどして説明会を開催しました。福島県のあるぽ柿については、干し柿のなかでも柔らかくて、代替できるものがあまり無く、市場関係者は出荷を待っていたということでありまして、期待するものが非常に大きいと感じました。検査機器もさることながら、全て検査して出荷するというので、これを機会に来年度以降、生産者にも多く生産いただいて、安全性をPRしながら出荷していきたいと思っております。

**（議長）**初めての出荷になりますので、検査を徹底していただくとともに、透明性を確保していただきたい。何かあれば公表して、皆様に理解をいただきながら実施していくという、透明性の確保が非常に重要だと思いますので、信頼を得るためにも検査の徹底と透明性の確保をしっかりとやっていただきたいと思っております。

他になければ、本議題につきましても以上とさせていただきます。

## (2) 旅館・ホテル等におけるメニュー表示について

(議長) 次に、「(2) 旅館・ホテル等におけるメニュー表示について」事務局から説明してください。

(事務局：消費生活課長) 資料4を御覧ください。旅館・ホテル等におけるメニュー表示について、経過を踏まえながら説明させていただきます。

旅館・ホテル等、百貨店も含まれておりますが、メニュー等の不適正な表示については、知名度の高いホテルなどで全国的に発覚しています。消費者庁においては、関係団体傘下事業者に対して周知要請を実施したところですが、県内においてもメニュー表記と異なる食材を使用して料理を提供していたところが2件ほど確認されておりまして、食品表示の適正化に向けた取組が必要であると考えております。

経緯等を若干申し上げますと、10月22日に、「阪急阪神ホテルズ」による発表(謝罪会見)を機に、相次いで発覚したメニュー表示にかかる問題を受けまして、消費者庁においては、11月6日に、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、日本旅館協会に対して、さらに11月8日に、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本百貨店協会に対し、傘下事業者への景品表示法の周知を要請したところでございます。

県内においては、県中地区の百貨店において、自社関連のメニュー表記と使用食材を調査した結果、「芝海老」と表示している海老に「バナメイエビ」を使用していたことなど、メニューとは異なる食材の使用が判明いたしました。その後、会津地区のホテルにおいても、ホテル内のレストランで「芝海老」と表示している海老に「バナメイエビ」を、また、インドネシア産エスカルゴを「フランス産エスカルゴ」として提供するなど、同様にメニュー表記と異なる食材の使用が判明しております。

誤表記の原因でございますが、2件について現地調査を実施したところ、県中地区の百貨店においては、従来よりレストラン部門担当者と、レストラン運営会社の店長との間で、サービス及び施設・備品・清掃などの衛生に関わる点検は定期的に行っていたところですが、「レストランメニュー」表記については、原材料にまで踏み込んだ確認が十分ではありませんでした。また、会津地区のホテルにおいては、仕入部門、調理部門、フロント部門との連携・確認が不十分であったことなどにより誤表記となってしまった等の話を聞き取りしてまいりました。いずれにおいても、社内調査の結果について、県へ報告するよう求めているところでございます。

メニュー表示に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用でございますが、商品及びサービスの品質、規格等について事実と異なる表示を行い、一般消費者に著しく優良であると誤認させる表示は、優良誤認を招く不当表示として不当景品類及び不当表示防止法により禁止されているところでございます。

次に、県としての対応でございますが、まず、消費生活課としましては、11月9日、県中地区の百貨店に対して今回の経緯を担当部長から聴取確認し、併せて、調査結果の報告を指示しております。また、11月12日、県内7つの生活衛生同

業組合（旅館ホテル、飲食業、食肉、すし商、社交飲食業、喫茶飲食、中華飲食業）及び福島県生活衛生営業指導センター、福島県食品衛生協会、県内百貨店に対して注意喚起文書を送付しまして、事業者に対する指導をお願いしたところでございます。それから、11月14日、会津地区のホテルに対して今回の経緯を代表取締役社長及び担当部長等から聴取確認しまして、これにつきましても、調査結果の報告を指示したところでございます。

**（事務局：環境保全農業課長）** 環境保全農業課では、米トレーサビリティ法とJAS法を所管しておりまして、今回の旅館やホテルのレストラン等におけるメニューの誤表示等については、2つの法律に関して、現段階では特に対応する事案は確認されておりません。しかしながら、飲食店営業施設において提供される料理品の食材については、米トレーサビリティ法に関して、旅館、ホテル、レストラン等を巡回指導しておりますので、この際に、仕入れ時の記録の保存や十分なチェック、又は注意喚起することについて、指導してまいりたいと思っております。

JAS法については、旅館、ホテル、レストラン等は対象になっておりませんが、適応が必要な案件が発生すれば、順次指導等を実施してまいります。今後も、引き続き、農産物生産者や農産物の加工業者に対して、適正表示の実施に向けて助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

**（事務局：食品生活衛生課長）** 先ほども、プログラムのなかで表示関係の問題点がいくつかありましたが、これらに加えまして、今般のメニュー等の不適正な事案が発生いたしました。

そこで、去る11月19日、旅館・ホテル業の営業者や食品関連事業者が参加いたします「福島県生活衛生・食品衛生大会」（参加者：約300名）におきまして、資料の2枚目にありますチラシを参加者全員に配布するとともに、食品の適正表示の徹底につきまして啓発を行ったところでございます。

また、各保健所におきましては、プログラムの中にもございます衛生講習会や出前講座を年間を通じて実施しておりますので、食品衛生法に基づく食品の正しい表示につきまして、助言・指導を実施してまいりたいと考えております。

最後に、今後の取組ということで、「ふくしま食の安全・安心対策推進会議」の事務局としての意見でございます。メニューや食品表示につきましては、消費者が、当該食品に関して知ることのできる重要な情報でございます。健康被害を未然に防止し、安心して召し上がっていただく又は購入していただくためにも、関係法令等に基づく適正な食品表示が必要でございますので、今後も、関係部局が連携して、監視や指導など、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の各事業を積極的に展開して、食品表示の適正化を図ってまいりたいと考えております。

**（議長）** それでは、この件につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

(商工労働部長) 県からこの件に関する文書が発出されたことを受けまして、商工労働部におきましても、商工会連合会、各商工会議所、中小企業団体中央会に対して、今回の注意喚起について、会員事業者に対してお知らせしていただくよう文書が発出したところであります。以上です。

(議長) その他、ございますか。生活環境部長、いかがですか。

(生活環境部長) この問題につきましては、食の安全・安心に関わる問題、そして、消費者との信頼関係を損なう等の問題があります。先ほど、食品衛生法やJAS法に基づく適正表示率の問題がございましたが、今回のメニュー表示の問題も含めて、適正表示については、各部局それぞれ所管している団体等もございますので、消費者向けや事業者向けなど、様々な機会において、周知を徹底するよう関係部局が連携して取り組んでいく必要があると思っております。

(議長) 資料4の説明においても3つの部局が関わっておりますが、関係部局が連携して対応していかなければなりません。消費者や各団体からすれば県は一本であり、3部局が連携してしっかり取り組む必要がありますので、事務局において連携のシステムを有効に機能させて対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

### (3) 学校給食おいしい県産農林水産物活用事業について

(議長) それでは次に、「(3) 学校給食おいしい県産農林水産物活用事業について」事務局から説明してください。

(事務局：農産物流通課長) 資料5をご覧ください。学校給食おいしい県産農林水産物活用事業についてでございます。この事業は、教育庁と連携して実施している事業でありまして、学校給食においては、震災後、県産農産物の利用が低下してありますので、その利用促進・拡大を図り、それによって児童生徒の望ましい食生活の形成や郷土愛等を育む等を目的とした事業でございます。

年度当初、対象市町村としましては、地場産物活用状況調査結果を活用しまして、24年度の地場産物の活用割合が震災前の22年度と比較して10ポイント以上減少している市町村ということで31市町村を対象として実施してきたところでございます。しかしながら、現在の活用状況につきましては、5町村23校にとどまっている状況でございます。そこで、県全体として、さらに県産農林水産物の活用を推進・促進していけるように、今般、活用しやすい制度に改正したところでございます。

まず、事業内容につきましては、学校給食に使用する県産農林水産物の購入経費を補助し、補助額は児童生徒1人あたり500円を上限としてございます。これについては特に変更はございません。

次に、事業実施主体でございますが、当初の31市町村から、全市町村を対象とするよう改正するとともに、市町村だけではなく、各学校、学校給食センター、共同調理場等からも事業申請ができるようにいたしました。

また、対象とする食材でございますが、これにつきましては、地場産物活用状況調査対象と同じものでございますが、米については、今回の改正により対象として加えたところでございます。24年度の食材の使用状況に応じて、24年度に県産農林水産物を使用していなかった又は県外産を使用していた場合は、25年度に県産農林水産物に切り替えた場合には使用回数分全てを補助対象として支援いたします。また、24年度に県産農林水産物を使用していた場合につきましても、使用回数を増加した場合には、増加分を補助対象にするように内容を拡大したところでございます。

今後、農産物流通課及び各農林事務所が市町村、学校、給食施設等に直接出向きまして、利用・活用につきまして働きかけを強めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(議長) この件につきまして、何かございますか。教育長、何かございますか。

(教育長) 教育庁においても、農林水産部との連携により、学校給食における地場産物の活用を図ってまいりたいと考えており、今年度から「いただきます。ふくしまさん」事業を実施しております。保護者の方の放射性物質に対する不安がございまして、今年度、10市町村51校で実施する予定としておりますが、まだまだ少ないと考えておりますので、先ほどの農林水産部と同様に、もっと活用しやすいように補助要綱を改正していきたいと考えております。具体的には、申請を市町村単位から学校単位にすることや、1校あたり5万円の定額としているところを、幅を持たせて3万円から10万円とすること、さらに、主菜・副菜全てを地場産物とすることについても、全品ではなく半分でも対象とするなど、各学校で地場産物を取り入れやすいように改正して、さらに地場産物を活用してもらいたいと思っております。今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

(議長) 農林水産部のこの事業は改正はいつからですか。すでに改正したのですか。

(事務局：農産物流通課長) 11月15日で、既に改正しております。

(議長) 使用状況については、制限等はあるのですか。教育庁では緩和ということですが、一部でも使用すれば対象となるのですか。

(事務局：農産物流通課長) 1品目でも対象にするということでございます。使用回数についても特に制限はなく、1回の使用でも対象としております。

(議長) 無理をして生産や使用を増やすということではなく、皆さんの理解と協力のもとに進めていかなければなりません。なるべく活用しやすい制度にさせていただくことと、それから、これと併せてリスクコミュニケーションや検査など、あらゆる施策を一体的に実施していくなかで、利用させていただくというように進めていかないと理解や協力は得られません。全体的な施策の進め方のなかで、なるべくこのような補助制度も利用しながら、県産品の販売促進につながればと考えておりますので、全体的に理解しながら、一体的な施策の推進を図っていただきたいと思います。

(議長) それでは、この件は以上でよろしいでしょうか。今後も、食の安全について、しっかりと情報発信して、県産農林水産物を安心して食べていただけるような取組を全庁的によりよくお願いいたします。

#### 議題4「その他」

(議長) 最後に、全体を通して御意見等があればお願いします。直轄理事、いかがですか。

(直轄理事兼安全管理監) それぞれの各部局でしっかりと取り組んでいる姿が見えておりますので、是非これを県民の皆様方に見ていただけるようにしていただきたいと思います。、パンフレットにつきましても、1回目よりも検討された成果が現れていると思いますので、県民の皆様方に伝わるようお願いしたいと思います。

(議長) 「資料2(平成25年度上半期までの放射性物質検査結果)」のチラシと「ふくしま食の安全・安心対策プログラム平成24年度の実施状況」の冊子を新たに作成されましたが、冊子については、字数が多くて、一般の方々に読んでくださいと言っても大変ですので、資料2のように一目瞭然にわかるような、そして、イメージとしてすぐに把握できるようなパンフレットを今後とも作成していただくようお願いいたします。

それから、震災から2年8ヶ月が経過しまして明るい話題が増えてきておりますが、そういう明るい話題を上手に情報発信していかないと、県の取組が見えてきません。本日の説明のように各部局一生懸命取り組んでおりますので、明るい話題があった場合には、それを上手く情報発信するような取組をお願いしたいと思います。それが県民の皆様方の安全・安心につながっていくと思いますので、トータルとして安全・安心を高めるような発想をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(議長) 他になければ、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### 【閉会】

(司会) 以上をもちまして、平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(別紙名簿)

平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進会議 議長及び委員

【議長】

| 職名  | 氏名    | 備考 |
|-----|-------|----|
| 副知事 | 村田 文雄 |    |

【委員】

| 職名         | 氏名       | 備考                              |
|------------|----------|---------------------------------|
| 直轄理事兼安全管理監 | 伊東 正晃    |                                 |
| 生活環境部長     | 長谷川 哲也   |                                 |
| 保健福祉部長     | 菅野 裕之    |                                 |
| 商工労働部長     | 星 春男     |                                 |
| 農林水産部長     | 畠 利行     |                                 |
| 教育委員会教育長   | 杉 昭重     |                                 |
| 郡山市保健福祉部長  | (佐久間 卓見) | 代理：石川 弥恵子<br>(郡山市保健所 主幹兼生活衛生課長) |
| いわき市保健福祉部長 | (赤津 隆彦)  | 代理：星 元<br>(いわき市保健所 生活衛生課長)      |